

矢作川水系総合土砂管理検討委員会

設立趣意書(案)

矢作川流域の地質は、領家花崗岩類が大部分を占め、地表の花崗岩はマサ化し崩壊しやすい特徴を有しており、山腹崩壊等による流出土砂が多いことから、矢作ダム貯水池では昭和63年(1988)に貯砂ダムを設置し、堆積土砂の掘削を行う等堆砂対策を実施しているが、計画を上回る速度で堆砂が進行し、平成21年(2009)度時点で計画堆砂量に対する堆砂量の割合が約103%となっている。このため、平成17年(2005)から、貯水池内に堆積した土砂の掘削と恒久的に排砂を行う排砂設備の検討を堰堤改良事業により実施している。

矢作川の中下流の河道においては、ダム等の河川横断工作物による土砂移動の連続性の分断や平成元年(1989)以前に行われた砂利採取等により河床は低下傾向にあったが、現在ではほぼ安定している。一方で、近年は、河床材料の粗粒化、砂州の固定化、樹林化、河口干潟の減少等が進行している。

このように、土砂生産域、ダム領域、河川領域、海岸領域それぞれの領域において、土砂管理の問題を抱えており、これらの領域を有機的に連携して流砂の連続性を確保し、水系一貫した土砂管理を実現するための総合土砂管理計画を策定する必要がある。

本委員会は、矢作川流域の「森・川・海」といった一連の水・物質循環及び生物の生息・生育環境に配慮しつつ、流砂の連続性を確保するための水系一貫した総合土砂管理計画の策定に向け、土砂生産域から海岸領域までの土砂管理シナリオ及び環境影響予測・評価に関する技術的課題について、学識経験者、関係者の指導・助言を得ることを目的とするものである。

矢作川水系総合土砂管理検討委員会

規 約(案)

(名称)

第1条

本会は、「矢作川水系総合土砂管理検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条

本委員会は、矢作川流域の「森・川・海」といった一連の水・物質循環及び生物の生息・生育環境に配慮しつつ、流砂の連続性を確保するための水系一貫した総合土砂管理計画の策定に向け、土砂生産域から海岸領域までの土砂管理シナリオ及び環境影響予測・評価に関する技術的課題について、学識経験者、関係者の指導・助言を得ることを目的とするものである。

(組織)

第3条

1. 委員会は、特定の課題について審議を行うため、部会を設けることができる。
2. 委員会には委員長、部会には部会長を置くこととし、委員長及び部会長は委員の互選によってこれを定める。

(委員会)

第4条

1. 委員会の構成は別表1の通りとする。
2. 委員長は委員会の会務を総括する。
3. 委員長は、委員会の目的を遂行するために必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第5条

1. 部会は、当該部会で審議する特定の課題に係る委員会委員をもって構成する。
2. 部会長は部会の会務を総括する。

3. 部会長は、部会における検討状況や検討結果等について、委員会に報告するものとする。
4. 部会長は、部会の目的を遂行するために必要と認めた場合は、部会に部会以外の者の出席を求めることができる。
5. 矢作ダム排砂工法に関する技術的課題について審議するため、矢作ダム排砂工法検討部会を設ける。
6. 矢作ダム排砂工法検討部会の構成は別表2の通りとする。

(情報公開)

第6条

会議及び会議資料の公開方法については、委員会で定める。

(事務局)

第7条

1. 委員会の事務局は、国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所及び矢作ダム管理所に置く。
2. 事務局は、事務局の事務の一部を委託し、委託先に実施させることができる。

(雑則)

第8条

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

(附則)

この規約は、平成22年10月 日から施行する。

別表1

矢作川水系総合土砂管理検討委員会 名簿 (案)

| | | |
|-----|---------|---|
| 委員長 | ○ ○ ○ ○ | |
| 委員 | 石田典子 | 名古屋女子大学文学部 教授 |
| 委員 | 伊藤和久 | 愛知県建設部 河川課長 |
| 委員 | 萱場祐一 | 独立行政法人 土木研究所 水環境研究グループ 自然共生研究センター センター長 |
| 委員 | 白金晶子 | 豊田市矢作川研究所 研究員 |
| 委員 | 鈴木徳行 | 名城大学 名誉教授 |
| 委員 | 角哲也 | 京都大学防災研究所 水資源環境研究センター教授 |
| 委員 | 谷口義則 | 名城大学 准教授 |
| 委員 | 辻本哲郎 | 名古屋大学大学院 教授 |
| 委員 | 戸田祐嗣 | 名古屋大学大学院 准教授 |
| 委員 | 西野健三 | 中部電力株式会社 本店 発電本部 土木建築部 スタッフ部長 |
| 委員 | 箱石憲昭 | 独立行政法人 土木研究所 水工研究グループ 上席研究員 |
| 委員 | 畠山慎一 | 国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 所長 |
| 委員 | 藤田光一 | 国土交通省国土技術政策総合研究所 河川研究部 流域管理研究官 |
| 委員 | 藤田正治 | 京都大学防災研究所 教授 |
| 委員 | 松尾直規 | 中部大学工学部 教授 |
| 委員 | 山内博 | 国土交通省 中部地方整備局 河川部 広域水管理官 |
| 委員 | 渡邊守 | 国土交通省 中部地方整備局 矢作ダム管理所 所長 |

(委員長以外は五十音順)

別表2

矢作川水系総合土砂管理検討委員会
矢作ダム排砂工法検討部会名簿（案）

| | | |
|-----|---------|----------------------------------|
| 部会長 | ○ ○ ○ ○ | |
| 委員 | 伊藤和久 | 愛知県建設部 河川課長 |
| 委員 | 鈴木徳行 | 名城大学 名誉教授 |
| 委員 | 角哲也 | 京都大学防災研究所 水資源環境研究センター教授 |
| 委員 | 辻本哲郎 | 名古屋大学大学院 教授 |
| 委員 | 西野健三 | 中部電力株式会社 本店 発電本部 土木建築部 スタッフ部長 |
| 委員 | 箱石憲昭 | 独立行政法人 土木研究所 水工研究グループ 上席研究員 |
| 委員 | 畠山慎一 | 国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 所長 |
| 委員 | 藤田正治 | 京都大学防災研究所 教授 |
| 委員 | 山内博 | 国土交通省 中部地方整備局 河川部 広域水管理官 |
| 委員 | 渡邊守 | 国土交通省 中部地方整備局 矢作ダム管理所 所長 |

（部会長以外は五十音順）